

令和5年5月第3回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年5月29日(月)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主監 上村 有美

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘

8. 議事日程

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 会期の決定

日程第 3. 承認第1号から承認第5号及び議案第45号及び報告第1号・報告第2号一括上程並びに提案理由の説明

日程第 4. 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第 5. 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 日程第 6. 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第 7. 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 8. 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第 9. 議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（クラインガルテンもとやま）
- 日程第10. 報告第 1号 令和4年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11. 報告第 2号 令和4年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

開会 9：00

○議長（岩本誠生君）新庁舎の議場での初めての議会でございますけれども、定例会で改めてご挨拶を申し上げますことといたしたいと思います。

町長より、令和5年第3回本山町議会臨時会を招集する旨、告示されました。皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして臨時会ができますこと、まずもって御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

これより令和5年第3回本山町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君）日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 永野栄一君、4番 松繁美和さんを指名いたしますので、ご両名はご了承願います。よろしくお願います。

~~~~~

日程第2. 会期の決定

○議長（岩本誠生君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 承認第1号から承認第5号及び議案第45号及び報告第1号・報告第2号一括  
上程並びに提案理由の説明

○議長(岩本誠生君) 日程第3、承認第1号から承認第5号及び議案第45号及び報告第1号・報告第2号を一括上程いたします。

事務局に議案名を朗読させます。

事務局長、松葉早苗さん。

○事務局長(松葉早苗君) (別紙のとおり朗読)

○議長(岩本誠生君) 以上で朗読を終わります。

ここで、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) 皆さん、おはようございます。本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上ご出席をいただきまして、令和5年第3回本山町議会臨時会が開催できますことを厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月5日、石川県珠洲市におきまして最大震度6強の強い地震が発生しました。その後も北海道から九州の広い範囲において地震が頻発しております。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。私たちも、近い将来発生が予想されております南海トラフ地震への対応を進めていかなければならないと改めて強く感じたところでございます。

さて、コロナも季節性インフルエンザと同等の5類になり、人の動きも活発になってきています。各種の行事、イベントも通常開催に戻ってきています。こうした動きを、大きな影響を受けてきた地域経済にも生かしていけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、今回提案いたしました議案は、専決処分の承認が5件、指定管理者の指定が1件、繰越計算書の報告が2件の合計8件でございます。議案の説明をさせていただきます。

(別紙のとおり議案提案理由説明)

以上、議案の説明をさせていただきました。何とぞご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岩本誠生君) 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第4．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（岩本誠生君）日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長、大石博史君。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）お伺いいたします。

本日、承認案件が5号出ておりますが、全て地方自治法第179条の1項の規定によるということですが、どういうふうな事情で議案を提出するに至ったかの説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁をお願いします。専決処分の要件等……

住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）今回の改正につきましては、3月の議会終了後に準則が示されまして、その後の改正となりましたので、議会を開催するいとまがなかったということで、今回の条例改正については専決処分となっております。

○議長（岩本誠生君）議会を開くいとまがなかったということですね。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

先ほどの全ての専決処分に共通するんですが、既に専決処分をされたものの議案提案の説明が一般の議会でする議案説明と同じ説明をされておりますよね。

ですから、我々は今、本日やっているのは専決処分の承認をするのであって、確かにその議案をどういう意図で条例を改正したか、また補正を行ったか重要なんですが、どうして専決処分に至ったかという説明を本日のこの五つの案件についてはしていただけますと非常に助かるということでお伺いいたしました。

以上です。

○議長（岩本誠生君）執行部、そういう趣旨は理解できましたかね。よろしいですか。

そういうことで、また補足説明の折に説明をしてください。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5. 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(岩本誠生君) 続いて、日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

補足説明を許します。

住民生活課長。

○住民生活課長(大石博史君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

先ほど9番議員からの質問で、執行部は議会を開くいとまがないというような説明がありましたけれども、法の解釈からして、いとまという言葉は現在使わないと、あくまでも議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることというふうになっていきますので、非常に緊急を要するというような意味でないと専決処分ができないということです。専決処分にとっては慎重に取扱いをお願いしたいと思います。

それでは、承認第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、上地信男君。

○6番(上地信男君) 1点だけ少し。

新旧の対照表がございます。その中を見させていただいて、1ページなんです、一番下の欄でございます。これはどちらかに数字を合わせとったらいんじゃないかと思うんですが、ここに同一世帯所得者1人につき、最後、35万を加算した金額を超えない世帯という表現がございます。ほかのものであれば万円の表示になっておるんですが、ここだけ円になっておりますので、これは統一したほうがよろしいのではないかとということでお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩しますので、確認してください。

休憩 9：23

再開 9：24

○議長（岩本誠生君）休憩中ではありますが、そのような回答がありましたので、よろしゅうございますか。

○6番（上地信男君）理解できました。ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（本山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）先ほど総務課長の補足説明の中にありましたのは、専決処分を議会に対しての報告をしなければならないという説明を冒頭にさせていただいたんですが、なぜ専決処分をこの一般会計の補正予算をしたのかについての説明がなかったんですが、その

点をお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）3月末での決算時でありまして、その時点での事業の増減につきまして精査をした内容が今回出した内容となっておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）9番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

今日、議案が配られたので中を見ていないと思いますので、お目通しをまずいただきたいと思います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）では、ないと認めます。

では、以上で質疑を終結いたします。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町一般会計補正予算（第12号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））

○議長（岩本誠生君）続いて、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））を議題とし、補足説明を許します。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）今回の補正予算で1,190万円減額ということですが、歳出のと

ここで維持管理費と新設改良費、特に新設改良費が800万円余りの減額になっています。基本的には部品とかいろいろなものが物価高騰で上がっているわけですが、ここで減額ということは、例えば新設の設備工事、これは計画どおり行われているのか、どうして減額になったのかについて説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）新設改良費の減額についてのご質問であります。

委託料で88万円、あと工事請負費で805万2,000円の減額をしております。予定どおりには実施をしておりますが、当初の見込みよりも安くできているというところがあります。

基幹改良につきましては、4区の配管と新庁舎への配管、それと上奈路地区の配管工事を予定どおりに実施ができております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）どこが減額になったかということを知りたいから……

よろしいですか。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）入札減等によるものであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））は、報告のとおり承認することと決定をいたしました。

~~~~~

日程第8．承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（岩本誠生君）続いて、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

補足説明を許します。

健康福祉課長、澤田直弘君。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立、全会一致であります。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9．議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（クラインガルテンもとやま）

○議長（岩本誠生君）続きまして、日程第9、議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明の前に、資料の配付がありますので、ここで暫時休憩します。

休憩 10：01

再開 10：02

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わりましたので、補足説明を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）この指定管理者の申請書の中に居住期間3年というふうな表現が出ているんですが、この3年というのは、今、私もクラインガルテンを借りていますが、今居住している9世帯のうち、6世帯が3年を超えておるような状況になっています。そうなった場合、3年で出ていかなきゃいけないのであれば、ガルテンがほとんど居住者が3世帯あたりになると思いますが、ここについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

居住期間3年というところでお示しをさせておりますけれども、実際問題としては、先ほど白石議員が言われておりましたとおり、3年以上居住されておる方もおります。

このクラインガルテン、基本的な考え方につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、農的な生活を体験していただきながら、最終的には町内への定住を目指している事業である、1点はそういう側面がありますけれども、もう1点は、町内、なかなか公営住宅等、不足している実態の中で、公営住宅としての機能も、そういう役割も果たしておるということで、3年で出ていってもらうというのはなかなか難しいというのが現状であります。

そのあたりもございますので、3年で出ていってもらうということではなしに、今後、この活動を進めながら、定住のほうも一歩移っていただくということができる方についてはそういう方向性もご提案もしながら、またクラインガルテン内で円滑に生活をしていただくという選択肢もあろうかと思っておりますので、そのあたりは十分、先ほど言った二つの側面があるというところで、両方の居住者の思いも含めながら、今後も展開させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）5番、よろしいですか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）この計画書の中には、特に町民の方との交流事業というのが書いてあるんですが、今現在、町民の方と交流事業をする上において、一番問題になるのが町道の整備だと思っております。非常に当初造ったときよりも町道のほうが傷んでいまして、崖崩れ等で普通車がやっと通れるかどうかというようなところも結構あります。

そういったところで、年間にこの交流事業をやるということについて、この指定管理者だけの考えではなく、町からも相当な支援をしていかなければ交流事業ができないと思うんですが、ここについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁を求めます。

副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）町道の管理につきましては、やはり町が責任を持って維持管理をしていかなければならないものですので、その部分はこのクライנגルテンの管理費とはもう別になるというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）5番、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）地域を良くする会の規約、4ページのところに第5条で、「この会は、代表者1名。会計1名、ほか会員で構成する。」とあります。

先ほど担当課長のほうから2団体が応募されて、二つほど優位性があるということが挙げられました。やはり5年間、これから維持をしていかないかんということは、ある程度会員がいないと維持できない。特に会長は高齢な方と見ていますが、5年間、こういったことが、今約束したことが持続して運営できていけるのかという件については、選考委員会ではどのように判断されたか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、本指定管理の予定期間が約5年間となっておりますので、これは安定的に運営しているかの点についてはやはり懸念の材料ということで、選考委員会の中でも協議を図らせていただきました。

代表の方、ご高齢ではございますけれども、現状、健康状態も問題なく、意欲も旺盛であるということではまずあります。

なお、運営主体となりますが、あくまでも地域を良くする会という団体、組織でございますので、この安定運営に向けまして、人材の確保、育成はやはり特に重要性が高いという点につきましては、我々行政側も団体のほうも共通認識としてその点は確認をされております。

この点につきましては、大石地区とも連携を図りながら、まず初年度の重点課題、人材育成等につきましては、1年目からやはり対応していこうということで、そういう計画を進めておるところでありますので、補足説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）ということは、まだ会員はというか、構成する人員は取りあえず今のところ2名だけれども、これから会員数については確保していくという意味なんでしょうか。その状態で6月1日から取りあえずスタートということなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

今回の選定のヒアリングの際に、ちょっとそのあたり、今後の運営方針等も意見交換、確認をさせていただいた中では、代表者、北村さんのご親戚になられる方が1名、この代

表者、会計、プラス1名加わりまして、その方が基本的な常勤職員として管理運営に当たるといふ、40代ぐらいの若い方のようなんですが、その方が入って、当面は管理業務を担当していくというふうな話は伺っています。初期の開始時には、代表者、会計を入れた3名体制でやっていこうということに現在なっておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）これを見ますと、募集要項のところではありますが、配布期間が令和4年12月1日から12月23日、書類の受付も同じ日になっておりますが、それが選定とかヒアリングもあったと思うんですが、今回、今日は5月29日ですが、これぐらい期間があったら、3月の定例議会までに選定者を選定をして3月議会に提案できなかつたかと思うんですが、今日は29日ですので、もし今日、この件が否決された場合にはもう日がないんですが、そういうことも考えますと、もう少し早めにやはり提案をしていただき、もうちょっとゆっくりした審議をいただき、そういうことが望まれますが、そこところをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

今回、クライנגルテンもとやまの候補者の選定に当たりましては、先ほど議員からご指摘があったようなスケジュールで作業を進めてまいりまして、12月下旬までに二つの団体より申請がございました。当然、関係者の書類の審査でありますとかヒアリングを実施しまして、当初は3月議会の提案を目指して作業を進めておつたところあります。

しかしながら、選定作業を進めていく過程の中では、本施設の根幹部分となります設置目的、これが都市と農山村の交流拡大や園芸作物の栽培及び収穫等を通じて農業に親しむ場の提供、「農ある暮らしの創出」「移住促進」などを目的とした滞在型市民農園の設置という町側が求める部分の重要な項目につきまして事業計画書においてちょっと内容確認をさせていただく中で、追加のちょっとそのあたり、もう少し具体的な方向性を示してもらいたいという追加の種類は提出でありますとか、追加のヒアリング等、ちょっと複数回させていただきますまして、なかなかちょっと二つの団体から絞り込む作業にかなり時間を要したということで、ちょっと3月議会までに間に合わなかつたという状況になりました。そのあたり、今回ぎりぎりになってしまったということで、ちょっと慎重な検討協議を重ねる期間が必要であつたということが理由となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）先ほど言いましたが、結構余裕が時間的にもあつたと思うんですが、

これから採決するわけですが、先ほど言ったように、ひょっと否決された場合には町としても責任が大変大きいと思いますが、そのところ、もう一度、再度説明をお願いします。

それと、僕もあそこのクラインガルテンによく行くんですが、今、クラインガルテンの建物から町道までの間も管理をしておると思うんですが、最近、草をきれいに刈っておるところが何か所かあるんですが、この契約期間は6月1日ということになっておりますが、前任者の方が草刈りをされたのか、恐らくそうだと思うんですが、そのところ、分かっておればお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、やはり期間に余裕を持って議会のほうに提案させていただきまして、一定の準備期間を持って運営につなげていくというのがやはり必要性を感じております。今回は先ほど言った理由で遅れたということで、今後はこのようなことはないように十分余裕を持って対応していきたいというふうに考えております。

あともう1点、草刈り作業が既にされておるという点につきましては、現在の指定管理を受けておられます団体のほうが5月末まで運営の委託契約をさせていただいておりますので、その委託契約の内容によって草刈り等の対応は現在の管理する団体のほうでやっていただいておりますというところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、よろしいですか。

ほかに。

6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）1点だけお伺いします。

当然、特殊なことなので時間もかかったというお話は先ほどからの議論でうかがい知れたんですが、1点だけ。選考委員会という組織がございますが、この構成とメンバーの詳しい構成内容、それから人数等をお聞かせいただいたらありがたいです。

○議長（岩本誠生君）執行部、答弁をお願いします。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

選考委員会につきましては、本山町指定管理者選定委員会要綱というものが設けられておまして、その第2条のほうに定めるものということがあります。今回、選考委員会のほうは副町長が委員長ということと、その副委員長としては本山町総務課長が当たるということになっておまして、そのほかは関係する主幹課でありますとか、関係する課が構成メンバーとして加わって選考するというような内容となっております。

今回の選考委員会に当たりましては、高橋副町長、田岡総務課長、あとまちづくり推進課長と土佐れいほく観光協議会の事務局長のほうの4名に入らせていただきまして、選考作業のほうを進めたということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございました。

そういう中できちんと議論し、今日、提案されておるわけでございます。公の施設というようなきちんとした施設でございます。仮に議決されて5年間ということで指定管理が締結されても、やっぱり任せっきりでなくて、あくまでも公の施設です。これがきちんと運営されておるか、今後やっぱり要所、要所でしっかりとしたチェック、そういうふうなものも今後必要かと思えます。非常に長期でございます。5年というのを少し想像したら、だんだんとそれぞれの経済状況も変わっていきます。

そういう中で、繰り返しになって長くなって申し訳ないんですが、要所、要所でしっかりとした管理、それをなさっていただきたい、これは要望です。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）お答えをいたします。

先ほど6番、上地議員さんがおっしゃったとおりであるというふうに思っております。町は、やっぱり公の施設として、この地域を良くする会の事業計画書が出てきております。皆さんのところにも配られておりますけれども、この部分が実際、本当に実行できるかというのは、担当課のほうでやはり確認をして、見てみますと、毎日のように出勤もして管理もしていくというようところが他の団体とは大きく違ったところで、そのところで私たちはこちらのほうがいいんじゃないかというような判断もさせてもらったところがあります。そのことが実際に実行できておるか、それから計画どおりに進行しておるかという管理は本当に大事になってくると思っておりますので、そのところについては注意を払っていきたいというふうに思っております。

また、指定管理が5年間という長きにわたっておりますけれども、指定管理の契約の中では、十分な管理ができていないときには契約を解除するという項目も入れていきたいというふうには考えています。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君） 1点お伺いします。

滞在型市民農園の非常にすばらしい計画書だと思いますが、募集要項の3の7番、市民農園及び附属設備の維持管理に関する業務について、この10棟の滞在棟と管理棟の維持管理についてはどういうふうな考え方であるかということが、この計画書に全く述べられておりません。市民農園をどういうふうにして有効に活用してよくするかということは非常に書かれています。その点については審査委員会のときにはどういうふうな見方をしたのか、特に前の団体のときは、新しい居住者が来た場合に全然部屋の掃除がされていなく

て小さな虫がいっぱいいたというふうな話もお伺いしておりますが、その点、どういうふうな管理をしていただけるかという1点についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員のご質問にお答えいたします。

クラインガルテンの施設の管理でありますけれども、町営の住宅となっておりますので、通常の維持管理につきましては、入居される方から徴収しました費用で管理をしていくということで、町のほうで維持管理をしているところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それでは、お伺いします。

それでは、この募集要項の附属設備の維持管理に関する業務は、居住者のいる建物の中の管理、外の管理をしないのであれば、どの部分、管理棟のみの管理と周辺の環境維持だけでいいのか、そして市民農園を有効に活用する方策を行えばいいのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

この附属設備の維持管理に関する業務というところではありますが、主には管理棟のほうにいろいろ農機具でありますとか、あとちょっと交流施設みたいところで台所とか、附属の入居者の方が集まっているいろいろ会ができる交流施設がございます。そのような維持管理をしていただきまして、継続的に使用できるような状態を維持してもらうための業務を掲げさせていただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）前回、4月だったか5月に兵庫県の多可町からクラインガルテンの視察に来られました。そのときに、町のほうは誰も案内とか、そういったものをしなかった。結局、今回、帰られるときに、6月に視察を多人数で本山町のクラインガルテンを訪問したいと、視察したいというようなことを言われて帰られたんですが、町のほうはこういうふうな形で6月に指定管理が変わるようになっているはずなので、なぜ町のほうが対応しなかったか、そして6月の多可町から視察に来られたときに新しい受けられる方が対応できるのかどうか、そこのところをどういうふうに考えられていますか。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 10：37

再開 10：38

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やっぱり景観のいいところ、指定管理、2団体も応募があつて、1団体決まってやってくれるということなので、町執行部のほうとしても団体と協力しもつて、よりよくガルテンに来てもらい、また町内全域に波及していくように、やっぱりいい方向に力を合わせて、この指定管理者とまた町、また町民の人と、みんな力を合わせてよりよき本山へやっていくことが非常にこれから大事ではないかと思うので、やっぱり指定管理を受けられた後もサポートできることはサポートしてもらって、共に伸びていくことが非常に大事だと思われま。

以上です。

○議長（岩本誠生君）今のは質疑じゃなしに、希望、要望ということで、別に答弁は……

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）今、議員のご指摘のように努めてまいります。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（クラインガルテンもとやま）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（クラインガルテンもとやま）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第45号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（クラインガルテンもとやま）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10. 報告第1号 令和4年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（岩本誠生君）日程第10、報告第1号 令和4年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

お諮りします。報告第1号 令和4年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のとおり受理したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 令和4年度本山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、原案どおり受理することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第11. 報告第2号 令和4年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（岩本誠生君）次に、日程第11、報告第2号 令和4年度本山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）渇水期への繰越しということですが、今後、梅雨の時期とか台風とかもあるかと思われませんが、梅雨とか台風等の対策等は取られておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）質疑ですか。

○8番（大石教政君）そうそう、議案に対して。

○議長（岩本誠生君）梅雨の対策でしょう、今、お聞きになったの。

○8番（大石教政君）いや、この頭首工の工事が……

○議長（岩本誠生君）じゃ、工事に対してということですね。

○8番（大石教政君）そうそう。工事が出来上がっていないまま渇水期までおいて大丈夫かと……

○議長（岩本誠生君）そういう意味ですね。はい、分かりました。

そういう質疑です。答弁を求めます。

建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

梅雨の時期などに現場のほうが大丈夫かと、対策を取っておるかという質問だったと思いますが、実際、頭首工、現在も一部が破損しているんですけども、普通に水路に水が供給されていますので、それ以上のことが準備できるかどうかというのが非常に難しいところですよ。

ですから、現場のほうについては、もう一応業者のほうが入っておりますので、危険な場合とか大水が発生する前、そういうときには現場管理をしていただくと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

報告第2号 令和4年度本山町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告については、報告のとおり受理いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 令和4年度本山町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告については、報告のとおり受理することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上で本会議に付された案件は全て終了いたしました。

よって、本臨時議会は以上をもって閉会することにいたします。

特に町長から発言があれば……

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところお集まりいただきまして、提出いたしました案件の適切な議決をいただき誠にありがとうございました。

さて、梅雨入りも目前となってまいりました。また、台風第2号の進路も非常に気になるところでございます。そして、6月議会定例会も目前となってまいりました。

議員の皆様には、体調に十分ご自愛の上、ご活躍くださいますようご祈念をいたしまして、言葉は足りませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）それでは、これをもって、令和5年第3回本山町議会臨時会を閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

令和5年5月29日

午前10時56分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員